

上富田町

男女共同参画基本計画 (改訂版)

～わくわくすくすくプラン～

男女がわくわくと 子どもがすくすくと
暮らせるまち 上富田

令和3年4月(改訂版)

上富田町

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の策定経過	
4. 策定計画への役割	3
(1) 上富田町の基本的な役割	
(2) 町民・事業者の皆さんの役割	
5. 策定計画の概要	
(1) 計画の性格	
(2) 計画の期間	

第2章 施策の方向

I 安心して子育てができる社会づくり	6
1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	
2 家庭での子育てへの支援	
3 地域の子育てへの支援	
II 家庭生活への男女共同参画の促進	8
1 家庭における支援の推進	
2 生活の場での男女共同参画の推進	
III ふるさとづくりへの男女共同参画の推進	9
1 ふるさとづくりへの参加促進	
2 高齢者等が安心して生き生きと暮らせるための取組	
3 防災・災害復興における男女共同参画の推進	

IV 働く場での男女共同参画の推進	12
1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
2 性別にかかわらず、生き生きと能力を發揮できる環境の整備	
3 セクシュアル・ハラスメント防止対策	
4 多様な雇用環境の整備	
V 男女間の人権を侵害する暴力の根絶	15
1 ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する認識の徹底	
2 相談体制の充実	
3 被害者の保護・自立支援	
4 暴力行為への厳正な対応	
5 性犯罪への対策の推進	
VI 男女が互いの性を尊重する社会づくり	18
1 調査・研究および施策への取り入れ	
2 広報・啓発活動の充実	
3 教育・学習機会の充実	
4 生涯学習の推進	
5 男女共同参画に関する学習活動の充実	
VII 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進	20
1 各種委員への女性の参画促進	
2 町女性職員の採用・登用等の促進	
3 企業、関係機関、団体等の取組への支援	
第3章 施策の推進体制	22
☆資料☆	
上富田町男女共生まちづくり推進委員会設置要綱	24
上富田町男女共生まちづくり推進委員会委員名簿	26

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、その実現に向けては、国際社会における取組とも連動しながら、様々な取組が進められてきました。

平成 11 (1999) 年 6 月には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が共に社会に参画し責任を担い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現こそ 21 世紀の最重要課題であると位置づけられました。この基本法では、男女共同参画社会の形成の促進に関する、今後の更なる施策の推進を図ることが重要であるとしています。

しかしながら、現実の社会制度や慣習では、歴史的・文化的につくられた性差別から自由ではなく、依然として職場や家庭・地域のなかには「男は仕事、女は家事・育児・介護」という性別役割分業意識も根強く残っています。これは女性の社会参画や経済的自立を阻む要因の一つとなっており、女性も対等な社会の構成員として、自分らしく生きていけるよう、さまざまな法整備や施策が展開されてきました。

上富田町においても今後、本格的な少子・高齢化、経済の成熟化、国際化および情報化などが加速度的に進展することが考えられます。

それに伴い、今後は人々の価値観やライフスタイル・家族形態が多様化するなど、私たちの意識や生活も大きく変化することが予想されます。これら時代の潮流に対応し、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず心豊かに生活することができる男女が平等な社会、男女が対等に参画する社会を実現することが重要です。

このような状況を踏まえ、上富田町における男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的・計画的に推進するためにこの計画を策定しました。



2. 計画策定の背景

- ・昭和50年（1975年） 国際連合（国連）において『国際婦人年』が宣言・決議性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取り組みが国際的に活発化
- ・昭和52年（1977年） 和歌山県青少年局育成課に女性行政担当窓口を設置
- ・昭和57年（1982年） 『和歌山県婦人施策の指標』を策定
- ・平成10年（1998年） 県女性センター（現：男女共生社会推進センター）を設置
女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点となる
- ・平成11年（1999年） 国において『男女共同参画社会基本法』が制定
- ・平成12年（2000年） 国において『男女共同参画基本計画』が策定
- ・平成13年（2001年） 国において『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV※1防止法）』が制定
- ・平成14年（2002年） 『和歌山県男女共同参画推進条例』を施行
- ・平成15年（2003年） 『和歌山県男女共同参画基本計画』を策定
- ・平成17年（2005年） 国において『男女共同参画基本計画（第2次）』が策定
- ・平成19年（2007年） 『和歌山県男女共同参画基本計画（改訂版）』を策定
- ・平成22年（2010年） 国において『男女共同参画基本計画（第3次）』が策定
- ・平成24年（2012年） 『和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）』を策定
- ・平成27年（2015年） 国において『男女共同参画基本計画（第4次）』が策定
- ・平成29年（2017年） 『和歌山県男女共同参画基本計画（第4次）』を策定

3. 計画の策定経過

この計画策定にあたっては、「上富田町男女共生町づくりに関する町民意識調査」（以下、「意識調査」という）を実施し、町内の男女共同参画の現状や、多様なニーズを把握することによって、より実効性のある計画づくりに努めました。また、上富田町男女共生町づくり推進懇話会、上富田町男女共同参画社会づくり推進委員会に意見を求めたほか、和歌山県青少年・男女共同参画課並びに和歌山県男女共生社会推進センター“りいぶる”※2による、情報の提供や技術的な助言を受けました。

※1 DV…………ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

※2 りいぶる……名称の由来はフランス語で「libre」（自由な）から。男女ともその個性と能力を自由に発揮できるようにとの願いが込められています。

4. 策定計画への役割

(1) 上富田町の基本的な役割

町民意識調査での設問の一つで、「男女共同参画を推進するために、町は特にどのようなことに力を入れて取り組むべきか」と尋ねたところ、「育児・介護に対する多様な支援を充実する」「人権が尊重・守られる社会づくりをすすめる」「就労における男女の機会均等や就業環境の整備をすすめる」「男女の仕事と家庭・地域生活との両立を支援する」「家庭や地域社会に男女がともに参画できるよう支援する」の5項目が上位を占める結果となりました。男女共同参画の推進においても、町民の皆さんから求められる行政の基本的な役割は、あらゆる人々が安心して暮らせる環境整備であることが改めて浮き彫りになりました。

(2) 町民・事業者の皆さんの役割

男女共同参画は、住民の皆さん一人ひとりが自分らしく生きるための手段です。住民の皆さんには男女を問わず、家庭・地域・職場・学校でそれぞれの個性と能力を発揮していただくことが、男女共同参画に繋がると考えています。

また、事業者の皆さんにも、男女が共に仕事と家庭を両立し、平等に、そして健康に働き続けることができる事業所運営をしていただきたいと考えています。

5. 策定計画の概要

(1) 計画の性格

①この計画は、男女共同参画社会基本法第9条に基づく法定計画で、上富田町の男女共同参画社会の形成のための基本方針を示す計画です。

②和歌山県男女共同参画基本計画との整合性を図った計画です。

③第2期上富田町子ども・子育て支援事業計画（令和2年策定）との整合性を図った計画です。

④第2期上富田町地域福祉計画（令和2年策定）との整合性を図った計画です。

⑤第5次上富田町総合計画（令和3年策定）に施策を盛り込み、推進します。

(2) 計画の期間

今後の上富田町においては、少子高齢化の著しい進展や社会経済の構造変化を経て、本格的な高齢社会が到来します。また、それに伴い、経済の拡大が重視された社会から、生活の質や心の豊かさが重視される成熟社会への転換が進むことは必須であると思われます。

そこで、計画期間を10年間とし、計画期間終了後、計画全般についての見直しを行います。また、計画の中間点にあたる5年後には、その時点での社会情勢を鑑み、必要に応じて計画改定を行います。

計画期間 — 令和3（2021）年から令和12（2030）年までの10年間。

令和8（2026）年に必要に応じて計画改定。

計画の基本理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、以下の理念のもと、男女がともに豊かな社会を築くことを目指します。

男女がわくわくと 子どもがすくすくと
暮らせるまち 上富田

次世代社会を担う子どもの誕生を受け入れるための社会環境と家庭環境を整備することは、様々な角度から女性を支える支援体制を整備・強化することに繋がります。

人々の夢や希望である子どもたちが、あふれる愛情の中で心身ともに健やかに育つことにより、地域は輝きを増し、より発展したものになります。

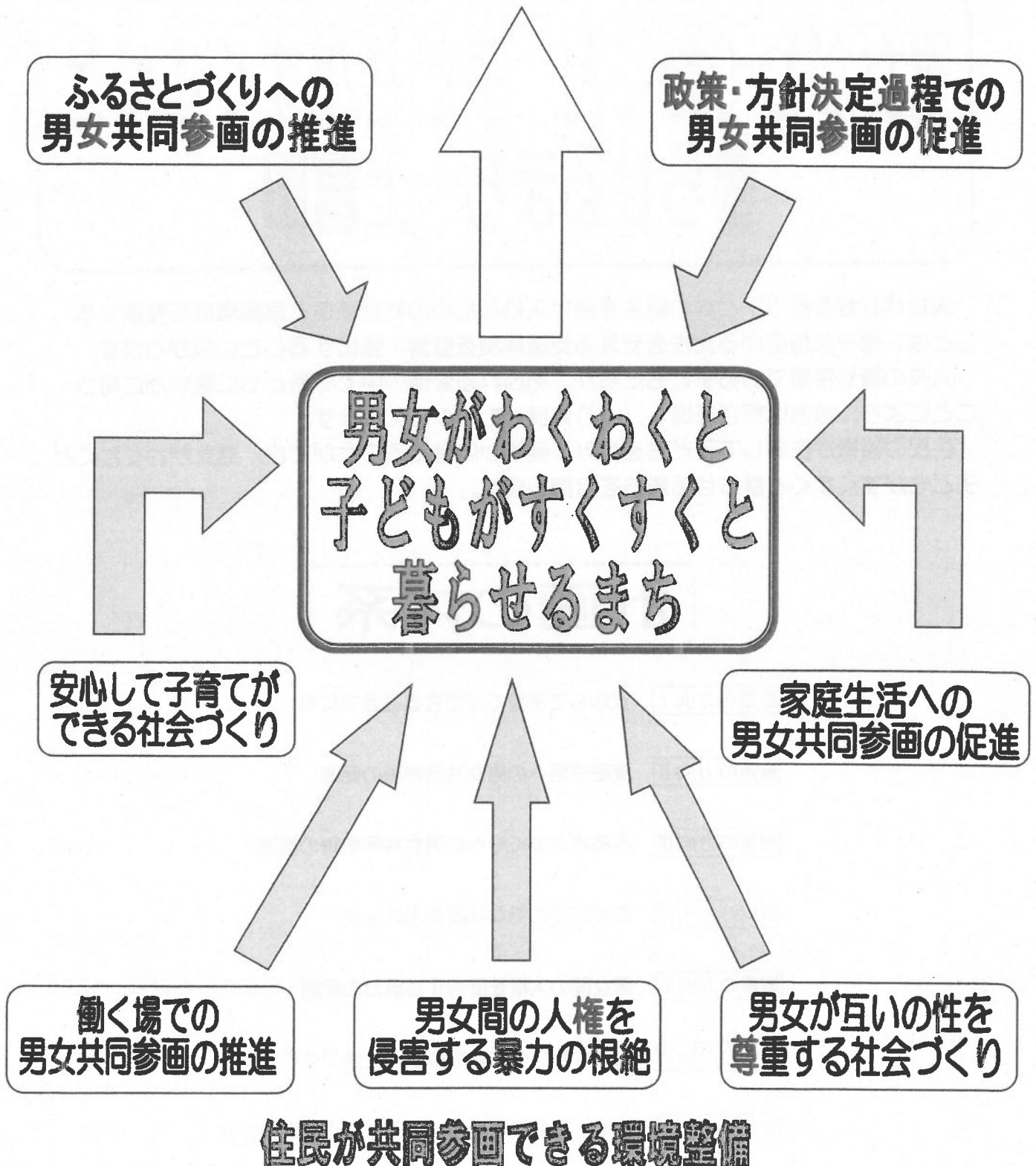
住民の皆様が安心して子どもを生み、健やかに育てることができ、男女がわくわくと子どもがすくすくと暮らせるまちを目指します。

計画の体系

- 施策の方向Ⅰ 安心して子育てができる社会づくり
- 施策の方向Ⅱ 家庭生活への男女共同参画の促進
- 施策の方向Ⅲ ふるさとづくりへの男女共同参画の推進
- 施策の方向Ⅳ 働く場での男女共同参画の推進
- 施策の方向Ⅴ 男女間の人権を侵害する暴力の根絶
- 施策の方向Ⅵ 男女が互いの性を尊重する社会づくり
- 施策の方向Ⅶ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

長期的な目標と施策の方向

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、男女がともに夢や希望を実現



第2章 施策の方向

男女共同参画社会を形成していくためには、男女が対等の立場で協力しあい、様々な分野の活動に参画し、個性と能力を発揮していくことが不可欠です。

このため、女性が社会の様々な分野で、政治的・経済的・社会的及び文化的に力をもった存在になり力を発揮し行動していくとともに、性別による差別のない社会をつくっていくことが必要です。

I 安心して子育てができる社会づくり

①町が取り組んでいくこと

男女が安心して子供を生み育てることのできる環境を整えることは、少子化に歯止めをかけ、町を活性化させるためにも重要です。

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力しあって、ゆとりのある安心した子育てをしていくためには、保育所・学童保育所などの保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。また、核家族化が進む中、子育て中の男女が孤立感や不安を感じることがないように必要な情報の提供や支援体制の充実を図っていくことが必要です。

②具体的施策

1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

○保育サービスの充実 ・延長保育、一時預かり保育、低年齢児保育※1、休日保育等の推進 ・認可外保育施設の充実	福祉課
○私立幼稚園での子育て支援の推進 ・私立幼稚園や家庭への支援の充実	

※1低年齢児保育……0～2歳児の保育のこと。かつては乳児保育と呼ばれていた。



2 家庭での子育てへの支援

○家庭教育子育て支援 ・家庭の教育力向上を図るための学習機会の提供 ・子育て支援ネットワークの構築 ・ホームページによる子育て支援情報の提供 ・子育て相談、情報提供の充実	福祉課
○民生児童委員の活動への支援	教育委員会
○主任児童委員の活動への支援	
○児童虐待防止のための取組	
○ひとり親家庭支援事業の実施 ・子育て生活支援、就労支援、経済的支援の充実	
○各種子育て手当の充実	振興課 福祉課 長寿課
○広報・啓発活動 ・職場、地域、家庭における意識啓発の推進 ・仕事と子育て、介護の両立の為の講座の開催等 ・男性向け子育て、介護のための講座の開催	

3 地域の子育てへの支援

○地域における子育て支援サービスの充実 ・地域社会全体で子育てをする気運を醸成するための広報・啓発 ・地域での子育て支援活動の場づくり促進 ・子育て支援の人材の育成とネットワーク化	福祉課
○私立幼稚園が行う子育て活動に対する支援	教育委員会
○子育て支援施策事業の利用促進	
○放課後児童健全育成事業（学童保育）の促進	
○児童館活動の充実	
○子育て活動を行うNPO等への支援	
○地域活動連絡協議会の活動への支援	
○放課後子ども教室の推進	

Ⅱ 家庭生活への男女共同参画の促進

①町が取り組んでいくこと

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認め合い、家族どうしの協力の下、社会的に自立していることが大切です。しかし、現実には性別にとらわれ、女性の経済的な自立や、男性の生活的な自立などが阻害されている面があります。

このため、家族一人ひとりが家庭尊重の精神に基づき、相互の理解と協力の下、多様な生き方を自ら選択でき、能力と適性を認め合う家庭をつくることが大切です。

また、高齢者や障がい者の自立を支える家族の協力と、社会的制度の充実を図っていく必要があります。



②具体的施策

1 家庭における支援の推進

○育児学級への男性の参加を促すための取組	教育委員会
○子育て支援を実施する企業の周知・取組への支援	振興課

2 生活の場での男女共同参画の推進

○広報・啓発活動の充実 ・家庭での男女共同参画を進め、豊かな家庭生活を提案 ・家事や子育て等、家庭での男女共同参画に関する夫婦を対象にした講座等の開催	福祉課
○男女共同参画を推進する事業者への支援 ・男女共同参画に関する各種情報の提供 ・県事業等を活用した、研修講師派遣等の支援	振興課 福祉課

Ⅲ ふるさとづくりへの男女共同参画の推進

①町が取り組んでいくこと

上富田町は誕生してから60年を越え、昭和33年から今日まで、長い年月をかけて現在の姿へと発展してきました。

その一方、意識調査では「社会通念・慣習・しきたり」をはじめ、いまだ多くの人々が男女の不平等を感じていることがわかりました。また、少子高齢化、国際化、高度情報化などによって私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

この基本計画では、男女共同参画を進めることによって「一人ひとりの人権が尊重されるふるさと」「活力あるふるさと」、そして「すべての男女が安心して、生き生きと暮らすことのできるふるさと」の実現をめざしています。

また、近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震による甚大な被害も想定されているため、男女が安心して暮らすことができるための新たな取組として、防災・災害復興における男女共同参画を推進します。

②具体的施策

1 ふるさとづくりへの参画促進

○住民による地域の課題解決に向けた取組への支援	総務課 振興課 教育委員会
○住民の活動への参加促進 ・住民のボランティア、NPO活動に対する理解増進のための啓発 ・住民と行政の協働促進への取組	振興課 教育委員会
○地域における子育て支援サービスの充実 ・地域子育て支援センターの利用促進 ・地域社会全体で子育てをする気運を醸成するための広報・啓発 ・地域での子育て支援活動の場づくり促進 ・子育て支援の人材の育成とネットワーク化促進	福祉課 教育委員会
○男女共同参画を推進する事業者への支援 ・男女共同参画に関する各種情報の提供 ・県事業等を活用した、研修講師派遣等の支援	振興課 福祉課
○「家庭の日」の普及啓発	教育委員会
○住民参加による「ふるさとづくり」の推進・啓発 ・上富田町地域福祉計画の推進、実施	福祉課

2 高齢者等が安心して生き生きと暮らせるための取組

○介護保険制度の円滑な実施 ・在宅福祉サービスの充実 ・特別養護老人ホーム、老人保健施設等の計画的な整備や実施 ・介護保険制度の円滑な運営を図るための啓発活動 ・介護予防運動の推進	長寿課
○高齢者関連施策の実施	
○高齢者等の参画機会の拡大 ・気軽に参加できる生涯学習メニューの充実 ・公民館等でのサークル活動に対する支援 ・三世代交流など学校や地域活動への高齢者の参加促進 ・技と知恵を活かした生産活動、地域活動の推進	長寿課 教育委員会
○障がい者の主体性と自立性の確保 ・社会参加の推進 ・能力発揮支援 ・在宅福祉サービスの充実 ・施設福祉サービスの充実	福祉課
○高齢者、障がい者等が活動しやすいまちづくり ・互いに助け合う「心のバリアフリー※1」推進 ・公共的施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の促進 ・町有施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	福祉課 長寿課 建設課



3 防災・災害復興における男女共同参画の推進

○自主防災活動への女性の参加促進	総務課
○女性の視点を取り入れた各種マニュアルの策定	
○男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制 確立のための広報・啓発活動	

※1バリアフリー……障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除く施策のこと。

※2ユニバーサルデザイン……老若男女といった差異や、障がい・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計のこと。



Ⅳ 働く場での男女共同参画の推進

①町が取り組んでいくこと

働く場において、性別にかかわらず、個人がそれぞれ能力を発揮でき、安心して働ける環境を整備することは、人々の新しい価値観に対応するとともに、少子高齢化問題に対応する上でも重要な課題です。

労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにするという「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の基本理念にのっとり、男女が均等な機会と、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況の実現とともに、安心して働き、生活できるという環境整備のためにも「働く場での男女共同参画」は重要な課題です。

男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができるために職業生活と家庭・地域生活が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していくことが重要です。

②具体的施策

1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

○男女雇用機会均等法関連法規の理解・定着のための啓発活動	振興課 福祉課
・町民への意識啓発	
・企業への改善措置の促進	
○企業における男女共同参画状況の調査および集計・結果の公表	振興課 福祉課
○男女共同参画を推進する事業者への支援	
・男女共同参画に関する各種情報の提供	
・県事業等を活用した、研修講師派遣等の支援	

2 性別にかかわらず、生き生きと能力を発揮できる環境の整備

○能力発揮のための支援 ・新しい知識や技術の習得が可能となる職業訓練の情報提供 ・労働者の職業能力の開発、向上を図ろうとする事業主に対する支援	振興課 福祉課
○再就職に向けた支援 ・再就職希望者に対しての情報提供や若年者の就業に必要な能力や技能の習得が可能となるような職業訓練の情報提供	

3 セクシュアル・ハラスメント※1防止対策

○セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発 ・企業への啓発、セミナー開催等の情報提供 ・企業での職場内研修の促進	振興課 福祉課
○職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組 ・防止のための研修の実施 ・被害に遭った職員が相談しやすい環境整備	

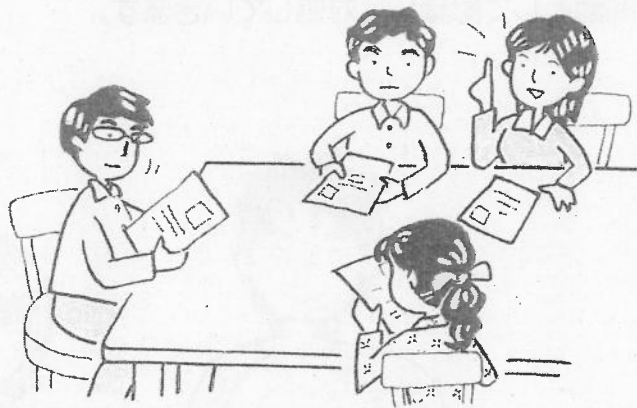
※1セクシュアル・ハラスメント……日本語では「性的嫌がらせ」という意味で用いられ、「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」のことを指す。



4 多様な雇用環境の整備

○多様な働き方の推進 ・フレックスタイム制※2や裁量労働制、各種休暇制度等の普及 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の周知 ・労働相談や個別労働関係紛争解決のための各機関への斡旋	振興課 福祉課
○企業への育児・介護休業等、仕事と家庭の両立のための制度の普及啓発	

※2フレックスタイム制……労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。



V 男女間の人権を侵害する暴力の根絶

①町が取り組んでいくこと

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、女性を支配し、従属的な状況に追い込むものです。

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」を掲げています。この問題に対する社会的認識を一層高め、加害者や被害者になることを未然に防ぎ、このような行為を根絶するための措置、被害者が相談しやすい環境整備、法に基づく厳正かつ適切な対応を行います。

また、情報化の進展に伴い、現代はマスメディアから個人レベルでの情報発信まで様々な形で情報が混在しています。これらの情報の中には、過度の性的表現や、男女の人権を損なうような、暴力的行為を助長・連想させるような表現も見られます。表現の自由は、日本国憲法で保障された尊重すべき権利ではありますが、その一方で、表現される側の人権が侵されることがあってはなりません。情報を発信する際には、誰もが「女性に対する暴力を助長しない」「男女の人権を侵害しない」という視点に立つよう、取組を進めます。

この問題は多くの人々に関わる社会的問題であるとともに、男女の性別に基づく役割意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として認識し、対応していきます。



②具体的施策

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する認識の徹底

○DVをなくすための意識啓発の実施	福祉課
○「女性に対する暴力をなくす運動」への協力	

2 相談体制の充実

○相談窓口の機能強化 ・女性相談所の周知 ・役場各課との連携 ・警察署、交番との協力	総務課 福祉課
○相談窓口活用に向けた広報の実施	福祉課
○相談・保護・自立支援機能の充実と相談しやすい雰囲気づくり	
○民間支援団体の取組支援	
○各種相談業務従事者に対するDV防止法の周知	

3 被害者の保護・自立支援

○民間支援団体による活動への支援	福祉課
○被害者が新しい生活の場を確保するための支援	

4 暴力行為への厳正な対処

○暴力行為に対する積極的な対応 ・警察署の検挙活動への協力 ・暴力の制止及び被害者の保護等の実施	総務課 福祉課
--	------------



5 性犯罪への対策の推進

○女性・子どもに対する防犯指導の実施等 ・女性、子どもを対象とした防犯情報の提供 ・女性、子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与等	総務課 教育委員会
○自主防犯活動への支援・協力 ・各種ボランティア団体等による自主的なパトロール活動に対する支援 ・子ども緊急避難場所「きしゅう君の家」に対する協力	
○安心・安全なまちづくりの推進 ・被害に遭わない道路、公園等の整備促進 ・交通指導員による通学安全指導への支援	総務課 建設課
○青少年・保護者に対する啓発の実施 ・被害防止のための注意喚起 ・不審者等に遭遇した際の対応方法についての啓発	総務課 教育委員会



Ⅵ 男女が互いの性を尊重する社会づくり

①町が取り組んでいくこと

男女が共に、互いの性を理解し、尊重しながら生きていくことは、男女共同参画を進める上でも重要な課題です。あらゆる分野で男女が共同参画できる社会を実現するためには、性別にかかわらず自由で多様な選択が可能で、個性や能力を発揮できる社会環境が必要です。

社会的制度や慣行は、それぞれの経緯や目的をもって生まれてきたものではありませんが、男女の置かれている立場などを反映して、結果的に中立に働かない場合があります。男女の社会における活動や個人の生き方がますます多様化する中で、町民の皆さんが性別にかかわらず家庭を含む社会活動を主体的かつ自由に選択できるよう、引き続き一層の啓発をおこないます。

②具体的施策

1 調査・研究及び施策への取り入れ

○男女共同参画に関する各種アンケート調査等の実施と結果の公表	福祉課
○職員に対する男女共同参画推進についての研修の実施 ・職場研修を通じた全職員対象の研修の実施 ・新規採用職員に対する研修の実施	総務課

2 広報・啓発活動の充実

○広報・啓発活動 ・性別による固定的な社会制度・慣行が活動の選択を制約しないための意識啓発 ・地域社会への積極的な参画を促すための啓発 ・まちづくりへの男女共同参画を促す為の意識啓発	福祉課
○書籍・啓発ビデオ等の有効活用	福祉課 教育委員会
○人権が尊重されるための啓発活動の推進	総務課

3 教育・学習機会の充実

○男女平等教育の推進 ・相手を大切にする心を育む教育の推進 ・男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し ・すべての教科・領域における男女平等教育の推進	教育委員会
○男性がより多く参加できる授業参観の実施	
○家庭の教育力の向上を図るための学習機会の提供	

4 生涯学習の推進

○生涯学習に関する情報の提供	教育委員会
○地域の社会教育施設（公民館等）を活用した活動への支援	
○スポーツを通じての青少年の健全育成	

5 男女共同参画に関する学習活動の充実

○地域女性団体の育成と活動の活性化	福祉課 教育委員会
○男女共同参画の視点に基づいた進路指導の充実 ・個性と能力に応じた進路指導の徹底 ・職業選択や就業に当たっての心構え等についての意識の醸成	



Ⅶ 政策・方針決定過程での男女共同参画の促進

①町が取り組んでいくこと

男女が、互いの個性と能力を十分に発揮しながら利益を等しく受け、共に責任を分かち合うことができる社会を実現するためには、男女が対等の立場で協力しあい、様々な分野の活動に参画し、個性と能力を発揮していくことが不可欠です。また、そうすることでより多くの人々の多様なニーズを反映した政策・方針をつくり出すことが可能になります。

女性が社会の様々な分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、行動していくとともに、性別による差別のない社会を推進していきます。

②具体的施策

1 各種委員への女性の参画促進

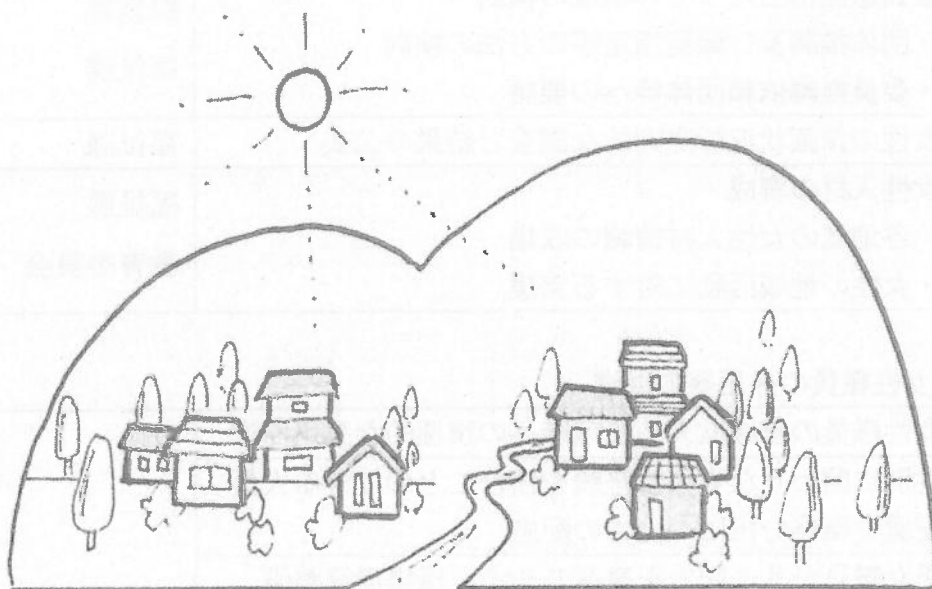
○男女の均衡を図るための計画的な女性委員登用	上富田町役場
○委員選任に当たっての構成の検討 ・団体推薦及び職務指定等の方法の検討 ・委員推薦依頼団体等への要請	総務課 福祉課
○女性の参画状況の定期的な調査と結果の公表	福祉課
○女性人材の育成 ・各地域の女性人材情報の収集 ・女性の地域活動に対する支援	福祉課 教育委員会

2 町女性職員の登用等の促進

○女性職員の職域拡大、管理職への積極的な登用促進	総務課
○性別に関わりなく職務経験を積むことのできる人員配置や職務分担についての配慮	
○男女職員が共に能力を発揮しやすい職場環境整備 ・男女職員が共に能力を発揮しやすい環境整備のための研修の実施 ・新規採用職員に対する男女共同参画推進についての研修の実施	
○職員の育児や介護等にかかる休業制度等の活用促進	
○職員の家庭における共同参画を進めるための年次有給休暇の取得促進	

3 企業、関係機関、団体等の取組への支援

○男女共同参画を推進する事業者に対する支援	振興課 福祉課
○女性の登用についての各種機関・団体等に対する協力要請	
○企業における女性の管理職、役職等への登用や職域拡大の促進に向けた啓発・情報提供	
○商工会女性部の活動に対する支援	



第3章 施策の推進体制

『上富田町男女共同参画基本計画』は男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や上富田町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。

これらの施策を効果的に、実効あるものとするためには、住民・地域・企業等・行政がパートナーシップのもと、総合的に推進することが重要です。

1. 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。
- 男女共同参画推進計画の進捗状況確認と評価・点検等を行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 上富田町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情等に対応するための苦情対応相談を強化します。

2. 住民、関係団体、企業等との連携確立

男女共同参画社会の実現のため、住民、地域活動団体、企業等との連携を図り、協力して事業の推進を図ります。

3. 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

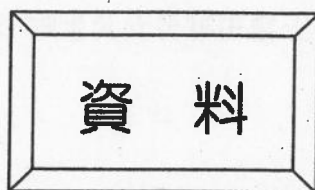
4. 計画の進行管理

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の検証・評価については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、上富田町男女共生町づくり推進委員会に意見を求め、計画の実現に努めます。

（昭和十一年四月）

（昭和十一年）



資料

上富田町男女共生町づくり推進委員会設置要綱

〔平成20年6月10日〕
要綱第6号

（設置）

第1条 本町における男女共生町づくりの形成の推進にあたり、広く住民の意見を取り入れ、男女が共に町づくりに参画する社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、上富田町男女共生町づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、男女が共に町づくりに参画する社会形成の促進に関する施策及び諸問題について審議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の各役員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）有識者

（2）各種団体の代表者

（3）町内企業及び事業所の代表者

（4）前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 必要に応じて顧問を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議には役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課福祉班に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

上富田町男女共生町づくり推進委員会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

氏 名	役 職 名 等	備 考
泉 利明	上富田町小・中学校長会	
上地 和子	上富田町商工会女性部	
上羽 寛	上富田町青少年育成町民会議・企業代表者	委員長
大隈 優子	上富田町母子寡婦福祉連合会	副委員長
大小田 玲子	西牟婁振興局健康福祉部 (DV)	
沖田 公子	上富田町連合婦人会	
寛座 公男	上富田町ボランティア連絡協議会	
麿 良子	上富田町生活研究グループ	
長井 保夫	上富田町商工会・企業代表者	
林 弘子	上富田町赤十字奉仕団	
北條 哲生	上富田町人権推進委員会	
宮内 一裕	上富田町教育委員会教育長	
森 賀津子	紀南農業協同組合 上富田女性会	
山本 敏章	上富田町副町長	
吉田 榮	上富田町老人クラブ連合会女性部	

(顧問)

(五十音順)

九鬼 裕見子	上富田町議会議員	
中井 照恵	上富田町議会議員	
家根谷 美智子	上富田町議会議員	

(五十音順)